

土屋土木建築部長挨拶

京都府は非常に南北が長く、自然的にも社会的にも経済的にも多様性を持った地域でございます。自然には恵まれておりますが、京都市付近を除けば総じて可住地が狭いなかには都市と集落があるという土地柄でございます。

こうしたなか、これまで京都府では、特に土地利用の規制の関係では、できるだけ森林等を保全する方向で進めてまいりました。175万人あった人口が現在265万人と90万人の人口増があったわけですが、できるだけ土地利用についてはコンパクトにしようという思想があり、住宅地の開発についても、それに伴う森林の開発に対してはできるだけ規制していこうということで進めてまいりました。また建物の高さについても、府域の住宅地は最大でも20メートルまでということを基本に整備を進めてまいりました。従って低い山々ではありますが、スカイラインはそれなりに保て、様々な所からの景観は残っているのではないかと考えております。開発規制というのは非常に難しく、日々我々の仕事も違法開発等々の取組になっているというのも事実でございます。そんななか、我々も景観という観点から総合的な取り組みをしていかねばならないと考えております。もちろん、この基本は市町村や住民の皆さんにあると思っておりますが、やはり府としても広域的な観点から取り組みたいと考えております。

関西文化学術研究都市においては、第3ステージということで、都市としての機能だけではなくて、住みやすさや景観といった視点からも取り組んでいきたいと考えております。また、三川合流域については、国において琵琶湖淀川流域の自然の再生ということが一つのテーマになっておりますので、様々なプロジェクトとともに景観についても取り組んでいきたいと考えております。さらに、天橋立を中心とした周辺について、景観法の適用や、条例のあり方、さらに最も重要である市町村や住民の皆さんにおける取組等をどのように展開していくのかがテー

マではないかと考えております。いずれにしても景観という取組については、永遠の課題であり、新たな出発点として景観法ができたことは絶好の機会だと考えております。委員会の検討期間は短いものではありますが、あくまでもこれを出発点として、ここでご議論いただいたことをいったん整理し、また府民の皆様に関し、それらを複合させながら府としても積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

景観法の制定背景及び概要と法制定後の課題について

西村 幸夫 東京大学大学院工学系研究科教授

1. 景観法にいたる歴史

景観法が出来るにあたって、国交省の都市計画課の仲間と議論したり、自民党や民主党のレクチャーで講義をしたりと、いろんなところで関わってきましたので、話題提供ということで、お話ししたいと思います。

良い都市景観をつくりたいという意思

景観法はわが国初めて景観に対して国法としてコントロールを目指したということになっておりますが、長い歴史を見ると日本の建築、都市計画の法律をつくる最初の動機に、美観をなんとかしようという思いがありました。都市計画法は1919年にできておりますし、同じ年に今の建築基準法の前身である市街地建築物法ができていたのですが、それをつくるにあたって、1906年くらいから東京市を中心に条例をつくったりする流れがあるのですが、その大きな流れのなかで一丁倫敦のような、良い都市景観をつくりたいという強い意識がありました。それは都市計画法、建築基準法のなかに、美観地区と風致地区という形で、一応組み入れられました。風致地区のほうはその後京都などでは使われたのですが、美観地区のほうは殆どうまく使われずに今に至ったわけですね。出発点は非常に志高かったのですが、なかなか実際に都市計画の制度がつくられていく時にうまく使われなかったわけですね。それはなぜかと言いますと、基本的にいいものをつくっていこうという環境整備よりもベーシックな環境を整備していく方向へ法律の目的がシフトしたものですから、なかなかそれができなくなってしまった。ですから百年くらい前につくられた時は「街上の体裁」と言っていますが、街区の体裁を整えるということが非常に大

きな目的としてあったものが、百年間ずっと眠ってしまっていた、それが百年経ってやっと新しい形で蘇ったというのが位置づけになります。

2. 景観法制定の背景

景観法の必要性

全国で500以上の地方公共団体が条例を持っているのですが、その大半はお願いにとどまっており、お願い以上の強制力はなかなか持ってありません。財産権を制約することになるので、地方自治法を根拠にしてつくる条例でそこまで制限できるのかということに関して、非常に慎重な意見が強く、強制力を持たない形でつくられている条例が殆どであるためです。それでも京都市に見られるように、うまく運営されていたり、もしくは美観地区のように建築基準法と連動させる形で運用されたりしている所もないわけではありません。しかし、最近また様々な高層マンションをはじめとする景観問題が再浮上し、確信犯的な開発事業者になかなか歯止めがきかないという問題が起きてきたわけですね。それと同時に、建築確認申請が最近民間でも可能になり、そのために民間の主事に確認がまわされ、割合機械的に（建物の安全性を中心に建築基準法に合致しているだけで）確認がおりてしまうという事態が起きてしまったわけですね。つまり景観条例では「守ってほしい」とお願いをしておきながら、一方では確認がおりてしまうという事態が発生したということです。そこでなんとか景観条例に法的な根拠を持たせられないかと、それが景観法の非常に大きな出発点になっています。

3. 景観法の概要

景観法の構成

基本理念の2条で、「良好な景観は、現在と将来の日本国民における共通の資産である」とうたっているのですが、これが非常に大きな役割をもっており、これから先の裁判において、どんなに事業者寄りの判決がおりても景観をコントロールすることに関して行政が関与できるというのは、疑いのない事実になったわけです。

さらに責務では、地方公共団体の責務がうたってあって、国が単純に基準を決めるだけではなく、それぞれの地域の特性にあった基準をそれぞれの地方公共団体が決めてよろしい、決めるべき責務があると書いてあるわけです。従って様々な数値基準を全国一律の基準とは別に設けることに根拠が与えられたということになります。

景観法の特徴

いくつか特徴があるのですが、特に「都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること」という部分は非常に重要であると考えます。もともとは国交省で計画を進めたわけですが、国交省だけでは都市計画区域のなかだけになってしまい、農地や自然公園のほうは埒外となる恐れがあったわけです。それが省庁間の協議のなかで農水省が非常に熱心にこれをやりたいと言ってきました。そこで農水省が入ってきて、環境省のほうはアセスメントとの絡みが最終的にまだ解けておりませんが、自然公園も入っています。人が全く住んでいないところはなかなか対象になりにくい面はありますが、ここで農地が入ったということは非常に重要です。農地や山林部分、平地林とか斜面林なども対象になる。ただこの点に関してはあまり進んでおりません。農水の本省は、特に都市のフリンジの部分の農地を守る手法をほとんど持っていなかったものですから、市街地化を食い止める論理とツールを持たないと、非常に意気込んでいるのですが、現場はまだ何をやってい

いのか、こういうことを今まで直接手がけてないものですから、あまり基準が打ち立てられていないのが現状です。ただ、スキルとしては非常に広く使えるという意味で、特色があるのではないかと思います。

それから景観計画区域の変更命令など、強制力を持っているということ。

さらにはいろいろな参加の仕方があるということ。

それから認定制度が創設されたということがあります。これは景観地区（美観地区にかわるもの）の形態意匠に関しては建築確認とは別の制度ができました。ですからここで複線化ができたということですが、この評価は様々なのですが、私は最初からかなりきちんとするべきではないかと考えています。大半の先進国の建築確認では建築単体の建物の安全性や構造、防災上のチェックにとどまっていて、周辺環境との調和というのは、別の都市計画的な法律でコントロールしています。その両方がある、初めて建物を建てても良いということになっているのですが、日本の場合は都市計画の法律の制定が遅れたものから、建築基準法が都市計画的な部分まで受け持ってしまったのです。ですから様々な周辺との調和は、全部建築基準法の確認の対象法令になるという仕組みになってしまったわけです。例えば地区計画でいろんなルールを決めますが、そのルールを守らせる手法というのは、確認申請のところでチェックをすることになるわけです。それで一応実効性は保たれているわけですが、逆に言うと都市計画が建築行政に頼っているんなものを進めてきた。建築基準法が非常に肥大化したということに繋がっているわけです。ですからもう少し都市的なレベルで建物を評価する仕組みをつくっていかねばならない。認定制度が生まれてきたという意味では、大きな仕組みから言うと非常に重要な制度になるわけです。はじめて確認だけでは建物は建たないという仕組みが出来上がったわけです。ただ、景観地区は非常に厳しい制度ですので、どのくらい使われる

かは大きな問題として残るわけですが、歴史的意義としては非常に大きいと思います。しかし逆に言うと、都市局が住宅局に一步はり出したということになります。そういう意味では住宅局との軋轢のなかで、数値基準のあるような建物の高さや建蔽率などは確認に残っていて、認定というのはまた別にできて、結果的には非常にわかりにくい制度になっている。その意味では国交省の中である種の仕分けの矛盾が制度の中にまだ残っていて、それがそれぞれの地方公共団体に押し付けられているわけで、まだまだ課題があると言えます。

さらに景観重要建造物という制度が生まれました。税制上の優遇措置ができるということで、おそらく百分の三十くらいの適正評価、相続税を減免する制度になります。建物だけではなくて、景観と一体をなしている土地までということで、景観重要建造物や景観重要樹木に指定できれば、かなり広い範囲で減免されることになり、こうした例は、文化財にでも指定されない限り、あまりなかったものです。また重要文化財においても、今まで6割の減免であったのが、去年から7割になりましたし、登録文化財の建物も去年から3割相続税が減免されるようになりました。これも景観法が動いたから実現したのだと思います。こうした登録建造物の制度は96年から動いているのですが、毎年文化庁は相続税の減免を要求してきたのです。ところが全然実現しなくて、今回この絡みで実現したということです。また景観重要建造物でもそれがおきるということで、相続税の考え方が変わりつつあるという意味で、面白い状況が生まれてきたのではないかと思います。

景観行政団体

景観の問題というのは、基本的には身近な地区の環境の問題ですから、市町村がやれば、それでほぼ十分なはずです。ですから全部市町村がやればそれはそれでいいではないか、都道府県は支援に徹すればいいじゃないかという考え方もあって、最初法律のスキームはそういう方向だったのですが、なかなか

かそうもいかない。今まで熱心に景観行政をやったところから役割を全部剥ぎ取るということもできないし、また全部任せると全然やらない市町村もあるだろうということで、景観行政団体というのをつくらざるを得なくなったわけです。これで中核都市や政令都市を除けば都道府県がまず景観行政団体となって、都道府県との協議・同意のもとで市町村が景観行政団体として育っていくというスキームになりました。これで国土全体をカバーすることにはなりましたが、その中で都道府県と市町村の関係はどうなるのか、景観行政団体になった所と、それ以外の広域的な景観行政をどのようにカバーするのかという難しい問題を後に残すことになってしまいました。これは今回も、京都府全域の景観の計画を立てて、部分的にパッチワークのように景観行政団体になっている自治体があるとすると、どのように相互に調整するのかという問題を解かねばならないわけです。総合性の確保と関連する制度との連携

(特に屋外広告物について)

屋外広告物法が三十年ぶりに改正されましたので、これをうまく使っていききたい、特に市民の関心が屋外広告物に向けられるようになりまして、良い機会なのでさまざまなキャンペーンを展開することでうまくいくのではないかと考えております。

広域性と支援の仕組み

(特に景観計画区域・景観地区)

景観計画区域というのは、今まで景観条例を持っている区域のことで、景観地区というのは美観地区をもう少し広く定義したもので、ここに認定などがあり、強い力を持たせているのですが、これが本当に育つのかというのは、大きな問題としてあると思います。

景観協議会

例えばJRとか道路公団などと一緒になって、もしくは複数の市町村や権益を越えた市町村でコーディネートするといった、少し広い範囲で協議する際に、

協議会をつくって議論するという仕組みが用意されています。

景観農業振興地域整備計画

この景観農振というのが、さきほどの農業のところでの仕組みです。「耕作放棄地に農業的土地利用を誘導する」つまり耕作放棄地はきちんと農業をやりなさいと、もし自分がやれないのであれば景観整備機構にやらせなさいと勧告できるということで、かなり強い権限を持っています。昨年の文化財保護法の改正で文化的景観というのが、文化財の一つに決まったのですが、そことも絡む問題です。従って非常に広い範囲での文化的景観を景観計画のなかで位置づけていくということが必要になってくるわけで、それをどうするのか。さらに、こうした景観農振をどうかけていくかというのが、割合重要な課題になってきているのではないかと思います。実際、文化的景観というのは文化財の一つとして生まれたのですが、これも景観法との絡みのなかで、景観法のなかで位置づけなくてはいけないという縛りがかかってしまったわけです。これも私は非常に不満で、文化財ならば文化庁が自由にやれるようになればいいのですが、国交省が省庁協議で許さなかったわけです。そこで景観計画の中に位置づけないと文化的景観が動けなくなってしまうました。しかし逆に言うと、景観計画がかなり大きな範囲でかけられるということが可能性として出てきたということは言えるのではないかと思います。

4. 景観法制定後の課題

質の底上げは法律でできるのか

実は景観法の審議段階の議論で、いくつか問題点が挙げられましたので、ご紹介したいと思います。

まず第一に、量から質へと法律の目的が変わっているのですが、そんなことを法律でできるのか。最低限の量を確保するのであれば数値基準でいいのですが、もっと良いものをつくろうというのであれば

質を追求しないといけない。それを従来の行政のやり方では底上げには向いているけれども、良いものをつくっていくということを法律の仕組みでできるのか。つまりそこに顕彰するとか褒め称えるということレベルアップするということは今まで行政でもやってきましたが、そのルールを決めて質の底上げをするということが本当にできるのかということです。そのための仕組みとして透明な議論、公平な議論、審議会の仕組み、アセスメント等、様々なことをやらないといけないんですが、大半のものは今回の法律の仕組みのなかでは積み残されています。ですからそれはむしろそれぞれの自治体のこれからの創意工夫にかかっているところがあるわけです。

また、現在の景観条例では事前協議として、担当の公務員の方が事業者に事前に来てもらって協議するわけですが、そのこと自体が個人情報になりますので、公にできないわけです。公務員の方も専門家等に相談しようにも守秘義務があるので、なかなか相談できないし、ブラックボックスのなかで行われてきた。なおかつ担当者は必ずしも一定ではなく、人事異動があるということで、そのところが本当にわからないで決まってしまう。そこにどれだけ光をあてて、いろいろな智恵を集めることができるようにするということが非常に重要だと思います。

公表の仕組みをどうつくるのか

二番目として、その辺をアカンタブルにするには、様々な公表の仕組み（自動的に情報が表に出て行くような仕組み）、またその対案を、やる気がある人は自主的に提案できる仕組み、いろんな人が意見を言える仕組みがあると、クオリティの問題も解決できるのではないかと。つまり質の問題を追及することは、制度も大きく変えていかねばならないのではないかと、その智恵が重要ではないかということです。

景観の観点から公共事業をチェックできるのか

三番目として、景観法では景観重要公共施設とい

う概念をつくりました。よく言われるのは景観で一番駄目なのは公共施設ではないかと。道路や役所の建物、安普請でできた出張所などに対する指摘です。それらにどれだけチェックできるのか。これは多分今回考える府の景観施策の非常に重要な部分ではないかと思えます。公共施設に関して、ガイドラインを決めて、それをきちんと守らせることができるのかどうか。さらに野党の、特に民主党からは、景観で公共事業がとめられないかという相談を受けまして、もしそういうことであれば見た目は非常に美しい法律ですが、こわい力をもてるのではないかと。それはアセスメントと絡むわけで、アセスメントは全部環境庁がやっているの、環境庁がやっているアセスメントの中に景観という項目が入っていて、そこどう切り分けることができるのかという非常に微妙な問題になってきます。これについては環境庁で景観に関するアセスメントをどう位置づけるかという議論がまもなく始まります。一年くらいかけて議論して、国交省とのすりあわせを議論しなければならないのですが、これは非常に難しいところだと思います。

景観に不熱心な公共団体への手立ては

四番目として、基本的に地方分権で頑張る地方公共団体を応援するという法律なので、全然やらないところはどうかという問題が起きてきます。差が開くではないか、そこにどういう手立てができるかという問題です。これは景観行政団体に都道府県がなれるということで、若干薄まりました。

さらにこれと平行してもう少しインセンティブな方策も必要になってきます。景観法はコントロールするだけの法律なので、奨励的な事業で具体的に進めていくことと両輪で進めていかねばならないだろうということです。そちらのほうの事業は、まちづくり交付金のような形で最近非常に柔軟に動きつつあります。そのコーディネートをどこまでやっているのかということが四番目の問題点として挙げられました。

景観法と都市計画法の矛盾

五番目は先ほどお話した農地について、さらに六番目として（これは非常に重要な問題なのですが）、景観法は景観法で一つの論理を持っていますが、都市計画は都市計画でまた別の論理があるわけです。都市計画で認められている、やや緩めの容積率や建蔽率等を満たしておきながら、もしくは都市計画決定をしておきながら、景観法ではそれとは違うもう少し厳しいことが言えるとすれば、法律の間にはかなりアンバランスがあるのではないかと。むしろ景観法できちんといろんなことが言うのであれば、都市計画法でもツールがあるわけで、今回地区計画で形態意匠までやれるようになったわけですから、殆ど都市計画でもやれるわけです。ですから、そこでもきちんとする必要があるのではないかと。例えば高さが問題であるのなら、高度地区をきちんとかけるとか、特別用途地区によって用途をコントロールしながら景観を考えると、両方を一緒にやる必要があるのではないかと。景観法では用途を規制できません。用途は都市計画法で対応することになっているので、国のレベルでさえ全然別の門番がいるわけです。しかし地方公共団体ではそれをうまく一つに統合させる必要があるのではないかと。また出来るのではないかと思えます。それは都市計画のルールをどれだけ現実の景観を考慮したものにするか、一つにはいくつかのコントロールを同時に入れていく、もしくは都市計画決定をするときには、景観のチェックが入るような仕組みをいれる、もしくは景観法でいう高さや都市計画法でいう高度地区みたいなものが、どちらかが厳しい規制ならば、どちらかが緩和したときの上限を決めるとか、補完する関係で決めることもありえるかもしれません。いずれにしても都市計画のほうもきちんとしてやらないといけなのではないかと、割合リベラルな人が非常に強く言っております。景観法をつくってできるように言っているけれども、都市計画法は却って緩和するようなことをやっている、景観法は単なるアリバイになって、

こちらが動かないとむしろ都市計画を緩いままにしておくことになるのではないかとことです。その意味でも都市計画との調整というのは、非常に重要な部分になるのではないかと考えております。

パブリックコメントの機会不足

最後に、急いでつくったものですからパブリックコメントがあまりなされなかったという問題も指摘されました。

都道府県の役割として

これらいくつかの点で、例えば農地が大事だという点、アセスメントをどうするか、公共事業、それから先ほど話しましたが眺望の問題もあります。これは広域にわたりますので、おそらく市町村では解決できない問題も出てくるだろうと考えられます。そういう意味では都道府県の役割は十分あるのではないかと思います。従って都道府県としてどういうスタイルの計画をつくるのか。もうすでにいくつかの所が動き始めていまして、岐阜県では県の条例をつくりました。そのときも私は関わったのですが、割合シンプルな条例にして、そのかわりに議会の報告義務を課しました。議会に報告するとなれば、ほとんど同じような統計データが、仕事が、担当者が変わっても引き継がれるだろう。そうすることで景観白書的なものがずっと残っていくわけです。そこを見ると県の景観行政が蓄積されていく様子がわかってくるのではないかとこともあって入れたのですが、いくつか工夫ができるのかなと考えております。

意見交換

深町委員：

景観としての農地や森林、集落を考えたい

私の専門は森林環境でして、仕事としては、農村や森林地域の景観について、植物の面から、人の暮らしの面から考えております。西村先生から農地が非常に大事だというお話、さらには農林水産省が積極的だというお話も伺ったわけですが、日本は七割が森林ということもありますし、都心部にしても森林は必ず見えるということもあり、農地や森林、集落といったまとまりが景観としてどう大事にされていくかというのは興味のあるところです。農地についてはお聞きしたのですが、森林についてどんな感じでどういう取組がされているのかを、もう少し勉強しながら、私自身も自分なりに考えていきたいと思えます。

ボトムアップが困難な地域への取組をどうするのか

私は特に丹後、京都府北部の地域の里山や農村と関わりが深いのですが、そこにはもうすでに人が住まなくなっていて、もともとあった里山の景観であるとか、地域の文化を象徴するような景観がどんどん荒れていくという状況にあります。一方で国立公園に指定されているにも関わらずリゾートマンションが建ってしまったり（天橋立等）、既存の法制度の中で何か抜けている部分というか、考えはそのなかにあるにもかかわらず、実情を見た時に、どうしてそんな景観になってしまうのかという部分を、うまく景観法の中で地域の人たちと一緒に直していく作業ができればと考えています。主体が市町村や地区や集落になるかと思いますが、そこにすでに人がいなくなった場合や、もう高齢の人たちばかりであるなど、ボトムアップが非常に困難になっている地域がたくさんあると思うので（しかしそういう地域ならではの非常に長い歴史をかけてつくってきた景観がある）どういふふうに取り組んでいけばいいのか

ということに関して、特に関心を持って参加していきたいと思えます。

池田参与（座長）：

もともと森林環境という視点では生態的な景観というのがオリジナルになるのでしょうか。

深町委員：

景観にはいつも二つ種類があると理解してきました。一つは知覚的な面で、人にとっての気持ちや精神といった判断での景観で、もう一つは本当に生態的な植物や動物にとってのもので、空間的な配置とか、地域のまとまりということで、景観といった時に、両方の意味合いがあるのではないかと思います。

仲委員：

バッファゾーン整備への取組を

私は庭園の研究をしております、特に古い庭園の修復の仕事をしております。先ほどからスライドでも紹介されている平等院の庭園の整備をここ数年関わっております。従来から文化財との関係で守られてきた建造物や庭園や森林といった、地域にとって人と自然との関わりのシンボルとなるような区域がありますけれども、その周辺というのがなかなか従来の文化財保護法では守ってこれなかったと思えます。そういったバッファゾーンについて、景観法の観点からどういう整備ができるのかというのは、非常に関心を持っております。平等院の場合は、庭園のほうは平安期の姿に一応復元されました。その調査の過程で、実はあの水は後背地からの湧き水を蓄えて、それが仏の恵みということでシンボルになっているということがわかってきたわけですが、ところが現在の名勝の指定の範囲は、本当に平等院の境内だけで、そこに水が入ってくる集水域までは入っていないわけです。では水は何でもいいのか、水が涸れてしまえば水道水を入れればいいのかというと、

そうならばシンボルにはならない。自然の恵みで湧き出てくる水でなければ、やはりその景観は成り立たないだろう。ということは、そういう景色を支える自然のシステムも視野に入れた保存措置がどれだけできるのかということです。背景にある借景保全のためにマンションを規制しようという動きが宇治であるというご紹介がありましたが、ではそれでも高度に土地を利用しようと、地下を掘ろうとなった時に、景観を規制するよりもっと悪い問題が起こるかもしれないわけです。そういうことについて、有効な手立てを考えていきたいということが一点ございます。

条例改正と特例措置と

また、京都市では重要な庭園について借景調査をされていて、それによって京都市の景観条例が改正され、ほとんどの借景庭園は守られたということにはなっていますが、そこに規制緩和が入ってきて、別の特例措置で、またそれが破られてくるというのが現状です。ですからそうした整合性には非常に難しい問題があると思います。

まず地域のシンボルになる所を決める

さらに文化的景観との絡みで今後文化財保護課のほうでも文化的景観としてどの地区を挙げていくか検討されると思いますが、そちらのほうの委員でもありますので、この会議でもお話をさせていただきたいと思います。

最後に私は出身が舞鶴で京都の大学に勤め、京田辺住んでおります。京田辺は最近非常に人口が増え、どんどん景色が変わっていて、私が住んでいる二十数年の間にも大きく変わりました。京都府の景観施策のなかでは、どんどん新しい景観を誘導していく区域になるのかもしれませんが、やはり地域のシンボルになるような一休寺もありますし、かつては木津川まで見えたという眺望が広がっていました。今はそれがさえぎられ、その背後には例の城陽の砂利の採取地が見えるという状況にあります。やはりシンボルになる所を決めながら、総合的な景観の大

切さを感じているところですので、そうした側面からも検討できればと思っております。

坂上委員：

観光が景観を守る循環を生む

私は観光デザイン学科というところで、観光とデザインを融合させようと、様々な悩みを抱えながら新しい分野の研究をしております。私自身は建築と都市計画をやってきましたんですが、建築や都市計画では魅力あるまちづくりはどうも出来ないのではないかという結論に達して、観光の研究に取り組むようになりました。にぎわいや交流というものをつくることによって、まちがにぎわっていくのではないかという問題意識を持って取り組んでおります。今回の景観についても、建築と都市計画の融合以外に、やはり収入機会の拡大という観光という側面を入れることによって、サステナブルツーリズム、持続的に成長する仕組みにつなげていくことができるのではと考えております。観光デザインというのは、本来ならば絵葉書を作ったり、広告をすることによって、人が来てくれるというものですが、どうもそういうわけにはいなくて、地域の魅力を発見して、自らデザインしてまちづくりに取り組んでいかなければいけないということがわかってきました。景観においても、観光との関係が重要になってきて、それがまた景観を守る循環を生むのではないかと考えております。

景観をつくる人材育成を

では例えば京都府で景観を担当する専門的人材はいるのかと考えますと、そんな職種は日本になかったのではないかと、誰がそれを担っていくのか、足元からボトムアップしていく必要があるのではないかと考えます。そのためには、景観デザイナーあるいは景観をつくる人材育成を是非していただきたいという希望を持ちます。例えばこのまちを何色で統一するのかといった場合に、美的センスを持った人がやらないといけない。それは伝統的な今までの色を分析するだけでいいのかということ、そうでもなさそ

うで、新しいまちならば、新しいイメージを持って統一感を持ってつくっていかねばならないわけで、そうすると行政の人たちではどうも無理ではないか。そういう仕組みなり人材の育成について、是非このなかで検討していただければと考えます。

奥委員：

全国初の景観整備機構として

京都市景観まちづくりセンターは、平成9年に京都市によってつくられた公益法人でございます。京都らしい景観の保全と創造、質の高い住環境の形成を目的として、住民の方、行政、事業者の方が協働してパートナーシップのまちづくりをする、その橋渡し役ということで、様々な学識経験者、専門家、ボランティア、NPOなどと連携をとりながら、京都市においてのまちづくりを進めてまいりました。センターでは、平成17年の5月9日、全国初の景観整備機構ということで京都市より指定を受けております。景観整備機構としての業務は、まず良好な景観形成に関する専門家の派遣や情報提供、相談業務、その他一連業務、それから二番目に管理協定に基づく形態重要建造物の管理業務、三番目に良好な景観の形成に関する調査研究と、さらに良好な景観を促進するために必要な業務という四つの業務を行う機構というご指定を受けました。これらは今まで私どもが色々な地域に入らせていただいたり、情報発信の活動をしたり、京町家の再生保全のネットワークづくり等活動させていただいたことを受け、今の形でできる業務ということで、指定を受けたということでございます。

センターでは、主に京町家を活かしながら古いものと新しいものの調和を図るようなまちなみ形成や、マンションと地域住民との共生など、京都の都心部を中心にまちづくりのお手伝いをしてまいりました。京都市域が全部の範囲なのですが、どうしても京都市の郊外地、北区や左京区、最近合併された京北町や右京区といったところは、あまり活動をしておりません。しかし、最近郊外の住宅地において、安心・

安全という切り口でのまちづくりや、マンション反対運動がきっかけになった地区計画を目指すようなまちづくり、あるいは非常に過激な看板などをなんとかしようというまちづくりについて、地域に入らせていただいたり、専門家の先生を派遣したりといった活動を展開しております。センターは、整備機構として、行政と連携しながら、景観重要建造物の提案などを期待されており、また京都市の大きなマスタープランを作るという審議会が立ち上がりますので、いろんな形で連携しながら展開する準備をしているというところでございます。

岩井委員：

景観色は一年間の調査に基づいて出すべき

主に土木建造物の景観デザインを業務としております。ただ、もともとはグラフィック関係に携わり、色彩コーディネーター一級（環境色彩分野）を持っておりますので、どうしてもまちづくりや景観の話になると、色彩の担当になってしまうのですが、建造物の景観設計が本業と思っております。

今もまちの色のお話でしたが、環境色彩的にはイメージでもってまちの色を決めるのは大いなる間違いであって、一年間の調査に基づいて景観色を出してくるのが、正当な手法であると考えております。

総合的な空間を捉えてから集落景観を捉える

今回の委員会について、京都府下の景観の中で一つ重要なのは、農山漁村の集落景観であろうと考えております。これをどのように守るのか、そのときに町並み・家並みだけを注目してはいけなくて、背後地にある海岸、崖、山並み、海面などどういう関係にあるか、総合的に空間を捉えてから集落景観を捉えるということが、とても重要なのではないかと考えます。峠から覗き込むようにして見る漁村とか、谷筋から見上げるようにして見る農村とか、総合的な空間の中にある集落景観というものを、どのように守り育てていくのかということです。

新しい景観のつくりかた

一方で木津や学研都市などのように、新しい景観を生み出していく地域で、京の景観というものとどのようにつながりを持ってつくるのか。あまりに様子が違って困るわけで、そのあたりの新しい景観のつくり方は難しいものがあると思います。西村先生の国会答弁等、資料をいただいて勉強したのですが、当初この景観法を見たときに、保存型景観法ではないかという思いが強くなって、新しいまちでどうするのだろうと思っていたのですが、お話を伺って解釈の仕方ではないかというのがだんだん分かってきました。

美山町、京丹後市あたりが重要では

このアクションプランをつくるなかで、どう京の彩り、特徴づけ（民間的に言えばどうセールスポイント）を持つのかということですが、どことも違うものをどう生み出すかというのが、勝負のしどころではないかと考えています。京都市内で言われるような景観でもないし、どう彩を考えるのかとなれば、やはり農山漁村が“売り”になるのではないかと。そうなるとうちでも日本海側になるのですが、美山町、京丹後市あたりが非常に重要になってくるのではないかと考えます。そのなかで、色彩というのが一部の要素として出てくるのではないかと。色彩には林相の中にあらわれてくる四季折々の色彩も大きく含まれるので、色は出るのではないかと考えております。

井上委員：

京都にある“自然との折り合いの美学”

私は三十代から世界の辺境の地を歩いてきました。近年は十年以上になりますが、日本の自然の世界を歩いております。そこで感じることは、人間界と自然界があって、その接点において非常にドラマがあり、問題もあり良き動きもあるということです。これは単に山手とか里の問題ではなくて、例えば京都のまちには自然との折り合いの美学があると思いません。例えば光の取り入れ方、風の感じ方（通り方）

が絶妙に組み込まれているということです。だからそれは自然界という界を人間界が感じていたのではないかと思うわけです。それは造園の部分でも非常に強く感じますし、特に京都の場合、まだまだそういうことが歴史的に続いております。ここでこういう会議を開いて、景観の法をつくるということですが、大変なことだ感じております。昔は法などなかったわけで、景観というのは、まさにそのまま見ていたでしょうし、感じていたと思います。だから人間というのはやっかいな存在になってしまったというのが、反省も含めた正直な感慨です。

自然から人間へのベクトルも重要

里山というのは最近よく使われる言葉ですが、私はあえて山里と考えたいと思っております。里山というと、人間界から自然界へのベクトルを感じます。しかし、それだけでは駄目だと私は考えています。山から人間界を見るというベクトルを忘れては自然との共生も成り立たないということです。私は年間七十日くらい山に籠っているのですが、そういう人間として、この会議のなかでは、アウトサイダーと言いますか、野生動物の観点から考えられることはないかとの思いで参加したいと思っております。

石本委員：

都心界隈まちづくりネットでの活動

私はいろんな形の肩書きを持っておりますが、今日はNPO法人の事務局長として参加をさせていただいております。従いまして今日の私の役割は、町並みとか美しい都市とかということをも市民レベルで活動している、そのことを話して欲しいということだと解釈しております。

私どもの法人は平成15年1月に法人格をとりました。もともとは京都の都心部においてマンション問題が発生し、その反対運動がきっかけでまちづくり活動が始まり、約7~8年の活動の成果から法人をつくらうということになりました。法人の設立もやはり、御池通に高層マンションが建設されることが一番のきっかけでした。その周りには老舗旅館や老

舗料亭といった、いわゆる町家街区がマンションに壊されることに対する市民の皆さんや企業の皆さんが懸念を表明してつくった法人ということになります。昨年度国の全国都市再生モデル調査を受け、今日お越しいただいている門内先生や西村先生に色々ご支援いただきながら、「美しい都市・京都」に対する提案をしようと、一年間研究をしてまいりました。6月1日の景観法施行の前日を狙って京都市に対して市民提案を出させていただいております。

市民提案五つの視点

その提案の五つほどの視点をご紹介します。と申しましても、これも両先生のレポートや講演録から参考にさせていただいているのですが、一つ目が「都市景観は“つくる”ものではなく、“育て・はぐくむ”こと」。二つ目が「都市景観を育て、はぐくむのは“市民”であること」。三つ目が「美しい都市景観のイメージを市民が共有すること、共有する手法をもつこと」四つ目に「土地や建物は私有物であるが、都市景観は“公共”であること」五つ目に「美しい都市景観を育てていくプロセスの公開性」といったものを踏まえ、ご提案をしました。今申し上げた都市景観を京の景観に、市民という言葉を府民住民という形に置き換えていただきましたら、そのまま府民レベルの景観に対する思いが伝わるのではないかと考えています。

府民への支援システム確立へ

それからもう一点、最初事務局のほうから三つのご提案をいただきましたが、三つ目の府民の活動に対する支援について。町並みや自然景観を含め、地域の皆さんが美しいと思って活動する、なんとかそれを保全したいという思いが起きますけれども、なかなか思いが育たないという現状がございます。行政に話をしても、住民の皆さんでその思いをきっちりまとめて持ってきなさいとか、それを具体的に提案しなさいという形で返されます。しかし現実には住民の中にもいろんな方がいらっしゃいますので、それを一つにまとめるということは非常に難しいと

というのが現実であろうと思います。ですからその思いが芽生えた時に、京都府なり各市町村がいかに支援するかが重要なのだらうということです。自立して花が咲くまで待って、その段階になったらお手伝いしましょうでは、おそらく途中で枯れてしまうのではないかと。私も市民活動等いろんな所に参加してきましたが、大抵それまでに消えていくのが現実だらうと思います。そういう意味では今回のアクションプランの中に、必ず府民の皆さんの思いが芽生えた時に、やさしく包み込んで育てるところを、まず初期段階で提案をしていただきたいということ、少なくとも花が開く段階になれば、全面的に京都府なり景観行政団体がきちんと支援をする制度をつくっていただきたいと考えます。

地域から得た情報の発信

都心界隈で10年、伏見ではもう30年ほど、まちづくりのお手伝いをやっておりますが、昨日も伏見の伝建地区の調査で地元に入っておりますら、あるお庭に美しい松の木があったのでお話を伺うと、造園屋さんからは「あまり水をやらないでください」と言われていると。伏見の水は結構下から上っているということでした。そういった自然との関わりというのは地域の皆さんが一番よくご存知です。そういった情報を流していくということも、今回のアクションプランの大きなポイントではないかと思えます。

門内委員（座長代理）:

千年続き、今も生き続ける都市、京都

私は京都大学を卒業したのですが、それから三十年ばかり東京におりまして、昨年四月に京都大学に戻ってきましたので、山の外にいて京都を眺めていたということになります。1991年くらいから京都の景観問題に関わり始めて、建築学会の雑誌に特集号を組んだり、その後建築学会の中に京都の都市景観特別研究委員会というのをつくり、その幹事をやってきました。その動きが今日の京都市の京都創生の動きに繋がっているのですが、実は学会の中

に具体的な都市の名前のついた学術的な委員会ができたのが、これが最初で、その後もずっとできておりません。京都の景観を考えたとき（市内もそうですし、府域全体もそうだと思うのですが）、都市は常に後背地の農村とか周辺の支えの中で成立していますから、都市のシステムのなかに遠くの農村、漁村の話もリンクして出てきていると私は思っております。

京都の特性 豊かな自然と生活文化

京都という都市は、京都市に限っても百万以上の人口を抱えながら、千年以上続いて今も生きている都市であり、そういう都市は京都だけなのです。1200年続いてきた最大の要因は、自然が豊かであるということだと思います。マクロなところからミクロなところまで、いろんなレイアがあって、しかも人間が自然を解釈してつくっているわけです。その人間が解釈してつくった自然が、自然をより豊かにしていくところがあるわけです。

京都の都市景観を調べてもう十数年になるんですが、国家の法律や制度が京都の景観を組織的に破壊しているというところがあります。特に京都の市街地は防火地域・準防火地域がかかっている、木造が既存不適格として法律違反になっているわけです。他にも道路4メートルの幅員規定など、全国一律の法制度が組織的に景観を破壊しているということがわかってきたわけです。都市の住宅としての町家は、間口を狭くして並べて建てるので、側面に窓がとれません。だから奥庭をとって、それを連続させるから奥庭が連坦して街区内に緑地が担保されるわけです。つまり他者と協働して集まることによって価値があがる、そして街区レベルに自然が担保されるというシステムであるわけです。これは一例ですが、様々な仕組みを京都は1200年かけてやってきているわけです。やはりその自然の豊かさというのが京都の景観の最大の特性の一つだと思います。

もう一つの特性は、やはり1200年続いてきている間に生活そのものが文化になっている。その豊かな

洗練された文化が、先ほどの人間界と自然界の両極を重ね合わせて1200年続いてきたというのが最大の特性ではないかと思います。

自己主張をしてきた建築

先ほどから建築の評判が必ずしも良くないのですが、先日も京都市で眺望景観の市民募集をおこなったところ、建築がほとんど入っていないということがわかりました。多くの人が美しいとみなしている景観には、ほとんど建築が入っていないわけです。それはやはり20世紀の中で建築家が自己主張をしてきて、自分の建築を目立たせるといった感覚でつくってきたという側面があると思います。町並み景観で一番大事なのは、他者との関係です。つまり建築というのは、他の建築や、背景になっている自然や、そこに暮らしている人々等、様々なネットワークの中の結節点としてあるわけです。そういう関係の網目のなかで存在しているということを十分考えないで、自己主張をしてしまったという面があるのではないかと思います。

景観はつくるものではなく、育てるもの

町並み景観について「タウンスケープ」という言葉がありますが、scapeという言葉は、shape(形)という意味と sheaf(束)という意味があります。つまり形のあるモノを束ねたものが景観ということになります。そうするとどう束ねるかは見る人の視点の取り方で、見る人が生成するわけです。そうすると見る人の目が壊れてしまうと景観は壊れてしまうので、そういう豊かな自然と豊かな人間界とを結び付けて重ね合わせていくところに、人間が景観を見出す能力や目を養っているわけです。そういうことを、建築を設計したり都市を設計した時に見失ってしまったのではないかと。21世紀のなかで、我々がやらなければならないのは、建築というものを自然生態系の中に位置づけ、あるいは社会文化の中に位置づけていくような、しなやかな視点が求められているわけです。そうすると景観というのはつくるものではなく、育てるものということになります。

なぜならば前の世代がほとんどつくってくれているからです。そこに何か付加したり削除したりする操作を加えるだけに過ぎなくて、また次の世代に渡していくという、ある種の駅伝のようなところがあるわけです。我々の世代で、ある種の手入れをして育てていくという形でしか、景観というのはありません。そういう景観のあり方を無視して、我々はデザインをしてきたという面があるわけです。

町並みの本質は事物ではなくネットワーク

私自身、日本の伝統的な町並みを北海道から沖縄まで200箇所調査して様々な解析をしてきたという経緯がありまして、そのなかで見出したのは、町並みの本質は事物ではなくネットワークだということです。従って、古いものを守るだけではなく、新しいものをつくっていく時も、そういう新しいネットワーク（文脈形成）が非常に重要になってきます。古いか新しいかというのは、その場その場で色々あると思うんですが、私自身としては、建築や都市の作りかたとして、他者との相関関係や自然との関係を考えていきたいと思っています。これまでは京都市の仕事をしてきたのですが、特に眺望景観や広域的な問題を考えるときは、府の視点というのが、当然出てくるわけです。その中で都市の問題を考えるときにも、農山漁村の視点からもう一回都市を見直す。農山漁村だけを取り出して考えるのではなく、やはりそこにいる人たちが都市に出たり、都市からそこに戻ったり、あるいは都市の経験を持った人がそこに住み込んでいくなど、都市と離れた農村であっても、現代社会の中ではリンクしているわけですから、そういうリンクのなかで新しい農山漁村の見方というのも含めて勉強させていただければと思っています。

池田参与（座長）：

不景気な今だからこそ施策を

京都府域というのは、北から南まで細長いので、自然景観は丹波から丹後にかけて残っているところが多いというのは、非常に大事なところだろうと思

います。また、地方都市それぞれの自治体で新しいまちづくりをやり、全国同じようなごちゃごちゃとしたビルのできたものになってしまうというのは、非常に残念であり避けたい話ではありません。しかし、幸い今は不景気であり、あまりニョキニョキと建たない、非常に良いタイミングでコンセプトなりフィロソフィなりが出せる時だろうと考えております。例えば天橋立にしても、国定公園としてだけの縛りだけしかありません。当然マンションが次々と建ちそうなものですが、幸い不景気ですぐには建たないわけです。こういう時こそ施策が大事であって、どういうふうに対応するかは、先ほど各委員からお話が出たとおり、自然との共生・調和というところだろうと思います。

京都というまちの特性

この京都でまちづくりなり町家の保存なりで皆さん苦心をしていらっしゃるんですが、あるエッセイストがずいぶん昔雑誌に書いていたのですが「京都のまちなかのホテルに泊まって、見渡したら緑が何もない。よっぽど泊まった部屋が悪かったのか。結局、京都御所、京都御苑、二条城、それから下賀茂神社の糺の森といった社寺にばかり緑が集まって、あとは屋根瓦ばかりではないか。京都は東京と違って緑がない」という趣旨でした。しかし各ブロックの家の中でそれぞれ坪庭にしても奥庭にしても、各家の中で自然を取り入れてそれを共有して見ているわけです。ですから鰻の寝床のような町家ですが、中に入ってみると非常に具合の良い自然の場所があると。いざ火事があれば裏の町へ逃げられるという良さもありますし。これが今までの都市の特色として非常に大事なことだろうと思うんです。それが今日、妙な格好で壊れていきまして、ペンシルビルやブックビルといったビルが建って、これが現実の問題として大変なことになっているわけです。

総論賛成各論反対を超えるために

景観、美観風致といいましても、人の価値評価です。結局は主観評価で、客観的にかくあるべきだと

というのはなかなか出せるものではありません。十人いれば十人とも違って、現場では非常に難しいのが常です。コンセプトなりフィロソフィは書けるんですが、総論賛成各論反対になってしまい、個人の動きが出てくると、町並み破壊がやっぱり起こってきます。「縦に伸ばしてなにがいけないのか」「真っ赤なものが何故いけないのか」という、目の前の価値評価になると、それぞれの思いが本当に違います。私は伝建地区の前段階の仕事をやっております、産寧坂ができる最初の頃だったのですが、そのときにたまたま産寧坂にピンク色の美容院ができて、これはたまらんとということで、お町内をあげて反対されました。結局、建築協定なり伝建地区の協定なり、住民そろっての意思が統一すれば成功するわけです。周りから「これはいかん」という意識が出たときには共同作業ができるのですが、一般的にまちなか全体ではなかなかうまくいかない。先ほどの門内先生のお話のように、建築家というのは単体で自己主張する人物なものですから、横と同じものをつくっていたのでは仕事にならない、目立つものをつくらうとすると、自己主張のぶつかりあいになるわけです。これで出来上がるものはいいのですが、これまで集積・同化して育ってきた非常に良い景観にそれが入ってきた時にどう対処するのか。これは行政も苦勞するでしょうし、様々な立場の人也非常に苦勞するところです。「これはいけないのではないか」という意見を全体で形成していこうとしても、「なぜこれがいけないのか、表現の自由である、憲法違反である」というところまで話が行ってしまうわけです。

価値観の共有をいかにするか

これは非常に難しい問題で、行政だけが頑張っても駄目、設計者だけが頑張っても駄目、事業主の意識も非常に大事で、街にしても村にしても、そこに住んでいる人の意識が非常に重要になります。郷土愛というものが、非常に頼りになる。そういう価値観の共有をいかにするかということです。よく「こ

の建物はちょっとまずい」と言いますと「じゃあ、どう直したらいいのかモデルを描いてくれ」と来るわけですが、それでは何もならないわけです。それぞれが意識して良いものをつくるという思いで先に進まない、まちはできていけないと思っております。ですから非常に大きな立場から景観のあり方をまず押さえて、それで皆さんの意識を高めて一緒に考えていくということが重要であろうと考えております。

金田参与：

ランドシャフトとランドスケープ

私の専門は地理学でして、景観というのは、地理学では1920年代から非常に重要なテーマでした。それまで日本では風景という言葉はあっても景観という言葉はありませんでした。風景というのは、人間が見た時に人間のサイドにある印象が強い言葉でして、個人的な感覚が非常に強く入るニュアンスがあるのですが、それに対してもう少し客観性のある分析対象として設定のしやすい用語ということで、景観という言葉がつけられたわけです。そのときの景観は、当初から非常にやっかいな要素を持っておりました。景観研究が最初に盛んになったのはドイツですが、ドイツは景観を“ランドシャフト”と言っております。これは「そこに住んでいる人々のまとまりの表象」という表現をしたら一番正しいかと思うのですが、つまり人の動きとか結びつきとか組織が先あって、それが表現するスタイルが景観であるということです。ところが英語の“ランドスケープ”は、もっと視覚的な要素が強いわけです。その要素を二つとも持っているものですから、景観の捉え方もいろいろな違いが出てきて、少しややこしいことになっています。私はそういう景観の変化、景観がつけられてどう変わってきたのかという景観史を専門にしております。それも三分の二が農村で、都市のほうは比率が低いのですが、その関係があり、文化庁が文化的景観をつくる際の委員会から参加しておりました（実は文化庁では景観法とは別に独

自で動いていたのですが、景観法に組み込まれたわけです」

景観法がもたらしたパラダイム

先ほど西村先生が景観法の成立、趣旨、考え方の由来と問題点も含めてご指摘いただきましたが、それに関連して私が感じていることを二点申し上げたいと思います。従来の日本における景観に関わる場所は、伝統的なものを破壊される方向が非常に強かったわけですが、それはなぜかという、伝統的なものを捨てて利便性を追求する流れが非常に強かったというのが一つあると思います。その利便性の追求というのは、技術革新とか産業の発達とか、経済の発達によってもたらされるものですから、ともすれば画一性を強調するような流れになる。そういう利便性の追求と画一性の流れは合理性と言ってもいいのかもしれませんが（合理性は合理性でも一般的合理性）、それをバックアップしたのが、建築基準法でした。建築基準法は地域の個性というのは殆ど考えていなくて、一般的合理性、画一性を主張するわけです。できた時には意味はあるのですが、今や大幅に考え直していくべき段階だろうと思います。そこで景観法は、景観地区という考え方や認定制度という考え方、あるいは建築基準法の規制を緩和しながら、景観重要建造物といった発想を取り入れているわけです。景観というのは、その地域のその場所の自然環境と、その歴史を反映した文化と非常に強く結びついてできあがっているものですから、地域の個性や文化を最も重視する考え方に近いわけです。つまり利便性の追求とか画一性の強い流れとは相当コンセプトが違うわけで、そういう意味から景観法はここでパラダイムを大きく変えることのできるチャンスをつくったと言えます。従って景観法のもたらしたパラダイムを、我々としては強く育てるという発想が望ましいのではないかと。そういう意味で、大きなパラダイムの転換の段階であるという趣旨を是非強調したいと思っております。

もう一つはそのために何が重要なのかという観点

ですが、そこに住んでいる人々、そこで生活している人々の意識であろうと思います。要するにいろんな所で、人々がその景観を見てどう思うかという議論を十分にやっていただかないと、先に進まないわけです。

「好ましい景観」を育てるために

この景観法が出来る前にやったことですので、今や時代遅れになって考え直さねばならないのですが、たまたま私は富山県の景観条例をつくるというときに、色々意見を申し上げるというチャンスがありました。そのときに地区協定を、景観条例の中の非常に重要なファクターとして入れてもらいました。ここでは「美しい景観」とか「美観」といった表現があるのですが、私はもう少し感性のほうに踏み込んで「好ましい景観」という表現を使っているのですが、そういったものを育てるために、やはり住民の意識というのが最も重要であろうと考えております。従ってそれを是非ともこの委員会で発信することを発想の中に入れていただけたらと考えております。

池田参与（座長）：

自然との共生と住民の意識

お話を伺って正反対の論点というのはございました。一つは自然との共生ということをごさうざん大なり小なり仰っていて、町並みだけではない、里山にしても山里にしても集落、海辺、山といろんなところで大事にしなければならない。その中で人の生活の営みの中から生まれてくる景観、文化的な結果として生まれてくる景観は、育てていくほうの景観になるだろうと。これには住民の意識が非常に大事になるでしょうし、今後もしろんな場で繰り返さねばならないと思います。古い町並みの中で非常に苦心されているのもその一環でしょうし、新しいまちでも同じことが起こっています。

上村委員のコメントから

「景観・安全安心・経済的合理性」

今日、ご欠席ですが、上村委員さんのコメントをいただいております。経済人のお立場で「景観とい

う軸、安全安心という軸、経済的合理性という三つ目の軸もバランスとして重要である。また良い景観をつくるという合意形成の方法も非常に大事である。また外環等いろんな道路開発の動きがあるが、それをテコに文化を活かしたこれからの景観形成に役立たせるという視点も必要であろう」ということをおっしゃっていました。

おわりに

今日の皆さんのご発言は議事録をとり集約していきたいと思いますが、次回までに、京都府全体としての「京都府らしさ」ということ、さらに施策として打ち出す時のキーワード（「京都ならではのこれ」といったキーワードです）それから施策として盛り上げていくためにはどのように取り組むべきか、それぞれの自治体なりの役割をどう分担するか、最終的には府民が何を求めているか、府民にどう対応していくかということになるかと思いますが、そのあたりを次回までにお考えいただきご提言をいただきたいと思っております。